

☆ 六郷合葬墓

～使用のしおり～



遠軽町

六郷合葬墓は、少子高齢化や核家族化などの時代背景を受け、納骨方法の選択肢の一つとして設置するもので、一つのお墓に宗教宗派や血縁等にこだわらず、複数の方のお骨を納める合葬式のお墓です。

I 使用者の資格

合葬墓にお骨を納めることのできる方（使用者）は、次の条件のいずれかに該当することが必要となります。

- ① 遠軽町営墓地の使用許可を受けていない方で、遠軽町に住所又は本籍がある方
- ② 遠軽町営墓地の使用許可を受けていない方で、遠軽町に住所又は本籍があった方
- ③ 遠軽町営墓地の使用許可を受けていない方で、住所又は本籍があった方のお骨を納める方
- ④ 遠軽町営墓地の使用許可を受けている方で、お骨を合葬墓に納め、墓地を返還する方

II 使用の手続き

遠軽町役場住民生活課及び総合支所窓口にて申請手続きをしていただきます。

別紙申請書に必要書類を添えて、提出してください。申請書は遠軽町ホームページからダウンロードできます。

申請書及び必要書類の内容を確認し、問題がなければ担当より使用許可書及び使用料の納付書を交付しますので、期限までに納入してください。

申請に必要なもの - 使用許可申請書、住民票または戸籍謄本、親族に関する調書、改葬許可証、改葬許可申請書

III 使用料

合葬墓の使用料はお骨1体につき30,000円となります。

ただし、お骨5体で150,000円を限度とします。このため、6体以上納める場合でも150,000円以上の使用料はいただきません。

また、使用許可の際に納めていただくと、その後の使用料及び管理料等はいかかりません。

なお、納めていただいた使用料はお返しできませんので、ご了承ください。



Ⅳ 使用上の注意

合葬墓は、複数の方のお骨を一緒に納めるためのお墓です。この点を十分ご理解のうえ使用していただくこととなります。

- ① お骨を納める際は、骨壺や骨箱からお骨を取り出し納めていただきます。このため、一度納めていただいたお骨は取り出すことはできませんので、ご家族、親類縁者の方々と十分お話し合いを重ね皆さんが了承したうえで使用してください。
- ② 合葬墓は、複数の方のお骨を納めるため、宗教宗派や血縁等にとらわれることがありません。このため、特定の宗教宗派による祭事等は行いませんし、使用者個人が祭事を行うことはできません。
- ③ お骨を納める際やお墓参りに来られた際の供物等は、必ずお持ち帰りください。
- ④ 遠軽町営墓地からお骨を改葬される際は、改葬手続きと既存墓地の返還手続きが必要となります。



Ⅴ 納骨の方法など

合葬墓にお骨を納める際は、委託業者の立会が必要となります。

お骨を納める際は、使用許可書と使用料の領収書を確認させていただきますので、必ずご持参ください。日程はご希望どおりにならない場合がありますがご了承ください。

- ① お骨は使用者に納めていただきます。町や委託業者がお骨を預かることはできません。
- ② お骨を納める際は、骨壺や骨箱からお骨を取り出し、納めていただきます。骨壺や骨箱は町で処分できませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 合葬墓には、お骨以外の副葬品等を納めることはできません。
- ④ 墓誌の掲示を希望される場合は別途料金がかかります。石板の規格等が決まっていますのでご相談ください。
- ⑤ お骨は使用許可を受けてから、概ね3か月以内に埋蔵してください。



遠軽地域マップ



六郷合葬墓 概要

住所 遠軽町生田原水穂168番地

埋蔵予定数 1,000体(10年間)

建設工期 令和元年8月1日~11月20日

事業費 11,385千円

問い合わせ

遠軽町民生部住民生活課 TEL 0158-42-4812